

使用前確認証

原規規発第 2310231 号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

令和5年8月24日付け令05原機(温H)004をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第28条第3項の規定に基づき確認したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の6の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年10月23日

原子力規制委員会